

2025 年 7 月 18 日

株式会社 S M B C 信 託 銀 行

投資顧問付特定金銭信託の取扱い開始のお知らせ

株式会社SMB C信託銀行、以下「SMB C信託銀行」は、法人のお客さま向け投資顧問付特定金銭信託の取扱いを開始しましたので、お知らせいたします。

投資顧問付特定金銭信託（以下「本サービス」）は、お客さまが選任した投資顧問会社^{※1}の運用指図にもとづいて、SMB C信託銀行が有価証券等の売買・財産管理を行うことで、法人のお客さま向けに多様な資産運用の機会を提供するものです。

本サービスでは、お客さまが投資顧問会社と運用方針について合意し、投資一任契約を締結いたします。SMB C信託銀行は、財産管理を担うためお客さまと信託契約を締結いたします。SMB C信託銀行は、お客さまが運用代理人として選任した投資顧問会社の運用指図にもとづいて、証券会社との間で有価証券等の売買を行います。SMB C信託銀行は、お預かりした信託財産の保管および管理を行い、お客さまに配当金を交付します。また、資産状況・取引内容について、毎月末および信託決算時を基準としてお客さまへ報告いたします。

■概要

対象のお客さま	法人
投資対象商品	・金銭（円建て・外貨建て^{※2}） ・伝統的資産に加え、オルタナティブ資産^{※3}やデリバティブ商品^{※3}の取扱いも可能です。
契約期間	任意の期間で設定できます。信託期間が満了する 1 ヶ月前までに特段の意思表示のない限り、信託期間は満了日からさらに 1 年間延長されるものとします。それ以降に延長された期間についてもこれに準じるものとします。
信託決算	信託決算の回数は原則年 1 回とします。

SMBC信託銀行は、信託銀行としてのお客さまの大切な財産をお預かりし、商品・サービスの開発を進めております。お客さまに新しい資産運用の機会を提供し、アセットオーナー・プリンシプル等の社会的課題に応えるとともに、商品開発・業務推進等を通じて、お客さまと共に成長を続けるサービスの構築に取り組んでまいります。

※¹ 投資顧問会社では、投資に関する助言又は実際に資産の運用を行っております。本サービスにおける投資一任業務とは、金融商品の価値等の分析による投資判断に基づいて、お客さまの財産を有価証券等に投資し、運用する業務です。金融商品取引法の規定により、内閣総理大臣の登録を受けております。

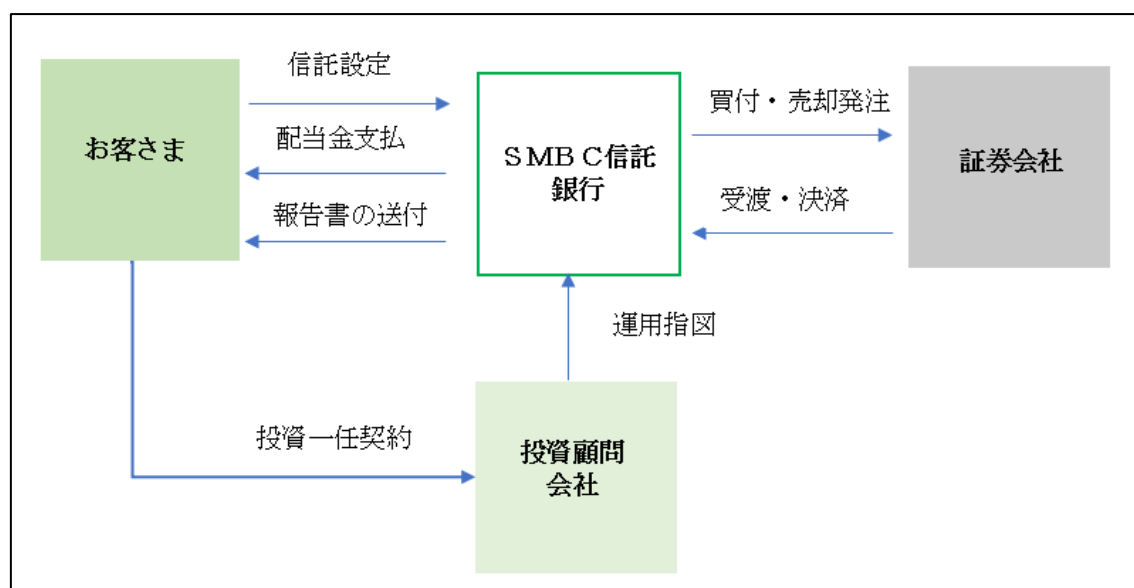
（登録している業者には、〇〇財務局長（金商）第××××号という登録番号が与えられております。）

SMBCグループでは、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びSMBC日興証券株式会社が投資運用業の登録を受けております。

※² SMBC信託銀行が取扱い可能な通貨に限ります。

※³ SMBC信託銀行が取扱い可能な金融商品に限ります。

スキームイメージ



以 上